

会 費 規 則

公益社団法人船橋法人会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人船橋法人会（以下「当会」という。）定款第9条（会費）の規定に基づき、当会の会員が納入する会費の金額区分及び金額区分の取扱いを定め、会費納入の適正な処理をすることを目的とする。

第2章 会 費

(会費区分)

第2条 会員が納入する会費は、別表「会費区分」に掲げる会員区分による会費金額（年度金額）とする。なお、同族関連法人の代表者が同一の法人の会費は、最も会費金額が高い法人を正会員とする。

(会費の納入)

第3条 会員は、毎年4月1日現在当会に所属しているときは、その年度の会費を次の区分により、一括して納入しなければならない。

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 自動振替利用の会員の会費 | その年の5月 |
| (2) 金融機関振込み利用の会員の会費 | 会費請求による納入期限 |
| (3) その他の会員の会費 | 会費請求による納入期限 |

2 年度の途中に加入した会員は、その加入した翌月分から月割り計算した会費を一括して納入しなければならない。なお、理事会において、年度の途中に加入した会員の会費を免除する規定を定めた場合は、その免除期間の会費を免除することができる。

(会費の返還)

第4条 会員が年の途中で退会した場合及び定款第11条（除名）又は定款第12条（資格の喪失）の規定による除名又は資格の喪失があった場合は、既納の会費を返還しない。

第3章 届 出

(異動の届出)

第5条 会員が入会したときに提出した「入会申込者」に記載した事項で、次に掲げる事項に異動が生じた場合は、遅滞なく会長へ「異動届出書」を提出しなければならない。

- (1) 法人の名称又は個人の氏名
- (2) 代表者
- (3) 本店所在地、連絡先住所及びこれらの電話番号、FAX番号、eメールアドレス
- (4) 会費金額に異動が生じる場合の資本金、病床数、従業員数
- (5) その他参考事項への記載の事項

第4章 雑 則

(会費の用途)

第6条 第2章の会費は、毎事業年度に収入する会費の合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用するものとする。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月24日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成23年4月1日に遡及して適用する。